

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社プレパレーション
所 在 地	千葉県千葉市中央区富士見2-7-9
評価実施期間	2024年6月13日～2024年2月6日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	浦安富士見雲母保育園 ウラヤスフジミキララホイクエン		
所 在 地	〒279-0043 千葉県浦安市富士見1丁目7番17号		
交通手段	東京メトロ東西線 浦安駅からバス10分		
電 話	047-381-8100	FAX	047-381-8101
ホームページ	https://www.kirara-hoikuen.com/about/hoikuen/urayasufujimi/		
経 営 法 人	株式会社モード・プランニング・ジャパン		
開設年月日	2020年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	浦安市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	10	11	11	11	11	60		
敷地面積	499.87㎡			保育面積		178.38㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理									
食 事	昼食・おやつ・夕食・補食								
利用時間	7:00～20:00								
休 日	日曜日・祝日・年末年始								
地域との交流	あり								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		17	0	17
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	14	0	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市 健康こども部 保育幼稚園課	
申請窓口開設時間	8:30~17:00	
申請時注意事項	市への申し込みの前に園見学にお越しください。 休園日：日曜日・12月29日から1月3日	
サービス決定までの時間	市の利用選考による	
入所相談	市の窓口へお問い合わせください。 利用案内は園で随時相談受付中。	
利用代金	市の定めによる	
食事代金	副食費（3歳児以上）	4,500円/月
苦情対応	窓口設置	○
	第三者委員の設置	○

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から6歳という大切な時間をお預かりする上で、それぞれの年齢、個性に合わせた保育が行えるように、丁寧な関わりを通して思いを受け止め、気持ちに添えていきます。また、思いを共有し認めていくことで、自分の行動に自信をもち、次のステップへ踏み出せるように、励ましたり見守ったりする姿勢を大切にしていこうと考えています。 ・長時間過ごす保育室は、保育者が心を込めて作った手作り玩具をはじめ、子ども達の発達に合った環境を用意しています。一緒に過ごしながら時にはそばで見守ったり、時にはリードして遊んだりする中で、遊びを通して様々なことを経験し、学ぶ機会を得られるように心掛けていきます。 ・お迎えの際に実施している保護者の皆様とお話する時間である『5分間対応』では、じっくりお子様の様子を話す時間を設け、取り組みを通して保護者の皆様が「雲母保育園を選んで良かった」と安心して預けられるように、職員一同、一丸となって子ども達や保護者の皆様の笑顔を生み出す保育を行っていきたくと考えています。
	<p>1、健康な心と身体を育む 雲母保育園では以下の保育方針を定めて園運営をしております。 「健康な心と身体を育む」 具体的には、子どもの最善の利益のを追求し、将来の自己実現へ向けた基礎を培う。家庭及び地域との信頼関係を築きながら、保護者が自ら子育てをする力を発揮できるように支援するという姿勢を全体的な計画に定めています。</p> <p>保育目標として以下の子ども像を掲げています。 「自らの心と身体を健康にできる子ども」 「まわりの人々の思いに気づき、社会の一員としての生活を目指せる子ども」 「自ら考えたことを表現し、様々な人と親しみをもって関わり合おうとする子ども」 「主体的な意思に基づいて行動し、探究心をもって考えられる子ども」</p> <p>2、食育 「食との出会いから心身ともに健康で豊かな人を育てる」をスローガンに食育に取り組んでいます。 管理栄養士・栄養士を2名以上配置し、毎月テーマを決めて展開されるサイクルメニューではない園独自献立、毎日園で調理される給食、きめ細やかな離乳食対応などで安心安全だけでなく楽しみになるような給食の提供を行っています。 日々の保育の中でも栽培活動やクッキング保育、「先生」のひとりである管理栄養士・栄養士との関わりが子どもたちの食への関心を培う機会となっています。 毎月の給食だよりでの情報提供や、年に2回姉妹園と合同での食の祭典「給食フェア」は子ども達だけでなく保護者の皆さまからも好評いただいています。</p>

<p>特 徴</p>	<p>3、きらら教室 きらら教室では、パズルやぬりえから言語やさんすうまで、様々なプログラムを通して生活に必要な能力を身につける活動を行います。 言語やさんすうと言ってもむずかしいことを勉強するというものではありません。丸暗記や機械的な学習ではなく、工夫や発見・感じたことを言葉や形にすることで考える力を養います。 保育士とじっくり向き合い、一人ひとりの成長を見守り援助します。楽しみながら集中して考えるため、基礎力・理解力・学習に対する意欲が育ちます。</p>
	<p>4、保護者の方々との連携 雲母保育園では園と保護者の方々とのコミュニケーション・信頼関係構築を大切に考えております。毎日お迎えの際に5分間お時間を頂戴し、職員とじっくりお話をさせて頂くことをお願いしています。また年2回以上の個人面談、年3回の保護者会や行事、毎日の連絡ノート・栄養ノートを通し連携を密にとっていきたいと考えております。また、園で行う様々な行事には保護者の方々のご協力が必要です。</p>
	<p>5、安全管理 安全計画の策定、定期的な防犯防災訓練の実施、危険箇所をピックアップしたお散歩マップの作成など、日ごろより安全面に関しては細心の注意を払っておりますが、当園では万一の時に備えてセコムセキュリティシステムを導入しております。職員不在時の園内への不審者侵入時や職員による非常ボタンでの要請により、すぐさま警備員が駆けつけるようになっています。 カメラ付インターホンの設置、職員は生体認証での入退出管理を行うなど、徹底した安全対策を実施しており、安心してご利用いただけます。</p>
	<p>6、アレルギーへの対応 食物アレルギーに関しては対応マニュアルを整備しており、医師の指示に基づいてアレルゲン除去の給食の提供や、アレルゲンへの接触に配慮した環境整備を行います。専門知識をもった管理栄養士・栄養士がご相談も承ります。 園内環境としても日頃より清潔を保ちアレルゲンの除去につとめております。毎日の清掃はもちろんのこと、おもちゃは毎日洗浄し、消毒を行っております。シックハウス症候群などの原因となる化学物質（※）は一切使用しておりませんのでご安心下さい。（※ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン等）</p>
<p>利用（希望）者へのPR</p>	<p>JR新浦安駅、舞浜駅、地下鉄東西線浦安駅、それぞれの駅よりバス10分程度の住宅街に位置する0歳から6歳児を対象とした認可保育園です。</p> <p>園の周辺には散歩コースに最適な緑道があり、四季折々の景色を感じることが出来ます。さらに歩くとのびのびと体を動かせる公園がいくつもあり、子ども向けの公共施設が充実しているため、様々な経験を踏まえた活動を取り入れていこうと考えています。</p> <p>外観はシックな建物ですが、中に入ると白を基調とした温かな雰囲気包まれ、保育者の手作り玩具と共に子どもの興味関心に沿った遊びを整えています。</p>

特に力を入れて取り組んでいること

人材育成に取り組んでいます

園内での新人研修を積極的におこなっており、施設長や主任が直接指導する機会を設けています。また、新入社員には当初の5月6月に個別の面談をしてメンタル面のケアも実施しています。園外の研修は職員の希望をとって、受けられるよう計画を立て、浦安市内の研修を積極的に受けています。リーダーを中心に保育をまとめ、リーダー会議を毎月おこない、その内容を職員会議で全職員に共有しています。園内でクラス交換研修を実施しており、職員のサービスの質の向上に取り組んでいます。

職員の働きやすい環境の構築に努めています

有給休暇や5日間連続付与の夏季休暇が取得しやすいように休暇の調整を施設長がおこなっています。また、勤怠管理をおこなっているシステムの確認を本社でおこない、施設長に有休などの取得状況を共有しています。シフトなども職員の希望を聞き、要望を公平に取り入れ働きやすい環境になるように努めています。

地域公共機関を積極的に活用し、さまざまな交流や体験を促しています

園として、子どもたちに自分たちが住む町についてもっと知ってもらいたいという思いから、市が提供するさまざまな施設や機関を積極的に活用しています。保護者にも市の施設を認知してもらうきっかけとなるよう、利用の様子は写真を添えて玄関掲示などで知らせしています。具体的には、市の運動場を利用して講師の指導による運動遊びができる『おいでよ運動公園』の利用や図書館の利用、図書館職員との連携、浦安市郷土博物館への園外保育、近隣高齢者クラブとの交流、消防署職員や警察との交流など、地域のさまざまな場所で活動をおこない、地域の人々との交流の機会を設けています。こうした活動を通じて、子どもたちが多様な経験を積むことを促しています。保育目標である『まわりの人々の思いに気づき、社会の一員として生活を目指せる子ども』の育成に向け、取り組んでいます。

食育を通じて心身の健康を育む取り組みを実施しています

法人として、「食との出会いから心身ともに健康で豊かな人を育てる」をスローガンに掲げ、食育に取り組んでいます。毎月の献立は、テーマを決めて栄養士が園独自のメニューを作成しています。毎日、給食とおやつを手作りで提供し、離乳食についてもきめ細やかな対応をおこなうことで、安心・安全だけでなく楽しみとなるような給食の提供を心がけています。栄養士は日々の保育にも参加し、子どもの様子を把握しています。また、栄養ノートを活用や登降園時の声掛け、必要に応じた栄養相談を通じて保護者と連携し、一人ひとりに合った食事形態で提供できるよう努めています。幼児の食事面では、懇談会や園だよりでのレシピ情報の発信や登降園時に個別で声かけをおこなうなど、家庭での食事に対する意識改革を促しています。

保育テーマを設定した成長支援と異年齢交流の促進に取り組んでいます

5歳児クラスでは、毎年、子どもたちの成長や興味に合わせて担任が年度初めに保育テーマを設定し、それをもとに保育活動を展開しています。2023年度は生き物の飼育、2024年度は集団遊びやリトミックに重点を置いて取り組んでいます。集団でルールのある遊びを通じて、友だちと一緒に遊ぶ楽しさや、他者の気持ちを理解する力を育むことを目指しています。また、4歳児の冬期から引き継ぎを開始し、5歳児になる際には園のリーダーとしての自覚を持って行動できるよう、当番活動を取り入れています。この活動では、各クラスを回って人数報告をおこなったり、登園・降園時に会の司会を担当したり、乳児クラスの午睡用タオルをたたむ手伝いをおこなったりします。現在、核家族化が進む中で異年齢との関わりに不慣れな子どもが多いため、こうした活動を通じて異年齢との交流を学ぶ良い機会となっています。

さらに取り組みが望まれるところ

職員間の情報共有と意見交換の活発化に期待します

さまざまな家庭があるため、各家庭に合わせた対応が求められていることと、本来のこどもの権利を守るために、保育園のあり方を考えていく必要があります。また、アレルギー児も増えている中で栄養士と保育士との情報共有は急務であると考えます。そのためには職員間での情報共有や意見交換を活発におこなう機会を設ける必要性を感じています。これからの保育運営を考える機会をたくさん持てるように期待します。

室内遊びの充実や職員の実践力向上に取り組んでいます

園では、こどもたちの発達や人間関係を促す遊びが提供できるよう、保育者に意図を伝えながら適切な準備をおこなっています。また、午後の戸外活動が難しい現状を受け、室内遊びのさらなる充実が必要であると考えています。全職員のスキル向上を目指し、園内研修で保育の実践力を高める取り組みを進めるとともに、近隣園の優れた取り組みを参考にすることで、より質の高い保育の実現を図っています。さらに、職員間の協力体制を強化し、日々の保育実践にもとづく課題を共有することで、こどもたちの成長をより良い形で支える環境づくりに期待します。

保護者の意見を直接聞き、園と保護者が協力してこどもたちの成長を支える環境の整備に期待します

園では、保護者からの意見を聞く取り組みをおこなっていますが、アンケートなど紙面での形式が中心となっているため、保護者の率直な声をより直接的に聞く場を設ける必要性を感じています。そのため、懇談会の前に施設長との座談会や園での困りごとについて話し合う機会を企画し、生の意見を共有できる場を作りたいと考えています。また、家庭での困りごとについて保護者同士や保育者と話せるような環境を整え、相互に意見交換をおこなうことで、保護者同士のつながりや園との信頼関係をさらに深めることを目指しています。このような取り組みを通じて、保護者と園が一体となり、こどもたちの健やかな成長を支える環境整備に期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

様々なニーズや時代の流れに対応するために、常に利用者の声を聞きながら柔軟に考えていけるようにしたいと思います。

まとめていただいたことを継続的に行えるように、これまで通り職員間で連携を取りながら、こどもだけではなく保護者支援にも力を入れて、子育て世代の支えになれるような地域に愛される園作りをおこなっていきたいと思います。ありがとうございました。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目		標準項目	
					■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
				14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4					
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3					
子どもの健康支援	子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4			
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
		29 食育の推進に努めている。	5			
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
計					136	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園案内、会社パンフレットやホームページにて明示、保護者や職員がよく目にする玄関や保育室、職員室に掲示しています。入園案内、会社パンフレット、自社ホームページへの掲載と合わせて、新入社員には施設長が入社時研修や4月に園内研修で説明しています。保護者には懇談会時にも説明しています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>社訓「謙虚・素直・奉仕」 入職時の保育実務研修や全職員での園内研修で施設長から伝えています。また、いつでも、職員全員が閲覧できるように園内事務所の書庫にマニュアルを設置しています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には入園前の園見学の際にパンフレットに沿って説明しています。さらに、入園の面談時に入園パンフレットを使って個別に説明しています。そして、保護者会の時にも施設長が説明し、園だよりへの記載や壁に掲示するなどして伝えています。また園のHPでは入園案内に加えて施設長インタビューを掲載することによって、大切にしていることをお伝えする場となっています。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>中長期計画を本部職員とグループリーダー施設長が策定し、その中長期計画に基づいて施設長が単年度の全体的な計画を策定して、全体的な計画をもとに各クラス担当職員が各クラスの行動計画を策定しています。年2回、各職員は自己評価チェックをおこない、その自己評価をもとに1回目を7月から10月頃に、2回目が1月から3月までに施設長が各職員の面談をおこなっています。また、年度末に向けて10月頃の意向調査で合わせて年3回施設長が全職員を面談をしています。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>本部職員や施設長が職員と年2回の個別の面談をおこなっています。そのほかに、表情などで気になる職員には適宜面談をおこない、二人になった時などに声をかけて話を聞いて、状況の把握をおこなっています。姉妹園を指導するリーダー施設長や本部職員が園巡回で職員面談や指導をおこなっており、そのなかで得た課題などをリーダー施設長と本部職員との会議で重要方針の検討、決定をおこない、近隣姉妹園施設長との会議で各園共有をしています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年2回の自己評価チェック・施設長面談や年度末に向けての意向調査で併せて年3回、施設長が全職員を面談をしているほかに、状況に応じて本部職員やリーダー施設長が職員面談をおこなっています。施設長とリーダー施設長、本部職員で職員の勤務環境について都度、問題があった時などに改善策を話し合う場があります。問題がなくても適宜に見直しをおこなっています。</p>		

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>サービス規定をはじめとする各種規定や各種マニュアルは、保育園のパソコンから閲覧可能なファイル共有サービスでいつでも閲覧可能になっています。また、毎年秋に全職員に対してプライバシーマーク取得企業としてのテストを実施し、マニュアルの読み合わせもおこない、個人情報保護の共通認識を高めています。その他園運営上遵守すべき法令は本部から適宜指導するほか、安全面や保育の内容に関して雲母保育園として守るべき内容などを定め、業務マニュアルにも記載されています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>配置基準と目標配置数を決め、本部にて積極的な採用活動をおこなっています。法人としてキャリアパスを定め、また園内ではリーダーなど分掌を決め、責任と役割を明確にしています。各リーダーは職員の意向を面談などで聞き取りしうえて、施設長の判断で決めています。年2回の自己評価チェックや年度末に向けての意向調査で併せて年3回施設長が全職員を面談するほか、必要に応じて本部職員が面談をおこなっています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>システムでの勤怠管理をおこなっており、有休取得状況を本部職員が確認できるようになっています。また定期的に人事部から有休消化状況を連絡して、計画的な有休取得を目指しています。また福利厚生で年間5日間連続の夏季休暇を付与しており、取得期間の調整を施設長が計画的におこなっています。また人材配置などに問題が生じる場合には、本部に情報を集約し、人員の補充や近隣園からの手助けができるような体制にしています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人としてキャリアパスを作成しており、職員の能力や意思を確認したうえでリーダーの職責や中核を担う人材を施設長と本部職員が面談して選任しています。職員の意思の確認は施設長が主におこなっています。職員育成に関して、毎年研修計画を施設長が策定して、毎月の園内研修と年1回各個人が園外研修に参加できるように計画を立て、新しい知識技能の習得の後押しを図っています。園外研修を受けた際は、園内研修をおこなうなどして他の職員へ内容を共有するだけでなく研修レポートを作成して全姉妹園への知識の共有ができるような体制を整えています。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年1回必ず子どもの人権に関する研修を取り入れています。年度初めの5月ごろには、園内研修もおこないます。法人として虐待や「不適切な保育」について、研究し話し合っ意見を出し合い記録して、園でとるべきスタンスについてまとめ取り組んでいます。姉妹園合同のグループ施設長会議にて研修をおこなっています。また会議研修以外でも折に触れて、昼礼等でテーマとして取り上げています。さらに、虐待と思われる状況に関しては、職員間で情報共有を図り、発見した際には、本部・行政・関係機関へ速やかに連携を図り、解決に向けて積極的に取り組んでいます。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する規定を策定しマニュアル類と同様にシステム上のいつでも見られるファイル共有サービスに格納しています。プライバシーマークを取得・毎年更新しているなどの個人情報保護方針をホームページなどで記載しています。利用者には入園時に説明して、個人情報取り扱いの同意書をいただいています。職員全員に対して、プライバシーマーク取得企業として、年1回秋に研修とテストを実施しています。</p>		

13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎日降園時に「5分間対応」で、職員は保護者とお話する時間を設けて、こどもたちの様子を報告すると同時に信頼関係構築に努めています。年度末に保護者アンケートを実施し、本部職員と施設長とで問題点の抽出と改善をおこない、保護者会でのフィードバックをおこなっています。年度初めの懇談会でアンケート結果のできることでできないことの説明も加えて回答をおこなっています。また、苦情解決窓口や第三者委員を設置して、玄関掲示や入園案内で周知しています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>降園時の「5分間対応」で日頃から保護者と対話する機会を設けているのでお声がけいただきやすく、小さなお悩み事や相談など、クレームになる前に対処できています。苦情解決窓口や第三者委員を設置しており、入園案内に明記し、玄関掲示で周知しています。また社内では苦情対応マニュアルを整備して、職員は苦情マニュアルの園内研修をおこない確認しています。また、相談などがあつたときに再度通知確認をおこなっています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月のオンライン施設長会議や隔月に集合してのグループ施設長会議中で保育所保育指針などの研修、特に時期に合わせて安全面の研修をしたり、各園の取り組みの共有をおこなっています。施設長が園内研修などで園職員にフィードバックすることで保育内容などの向上に努めています。また、年に2回自己評価チェックを実施しています。個々人の振り返りと自己評価をすり合わせ、課題設定をおこなっています。園としては第三者評価や年度末に保護者アンケートや園の自己評価を実施し、結果を玄関に掲示するなど公表することで、課題の発見や是正策の検討をおこない、適切な保育園運営が実施できるような振り返りや取り組みを整えています。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>業務マニュアル・保健マニュアル・栄養士マニュアルを作成し、行政からの指導で、内容の更新があつた時などに定期的に更新しています。各種マニュアルはファイル共有サービスにて備え、必要な対応をいつでも誰でも確認できるように準備しています。保育内容の睡眠・食事・衣服の着脱に関してどの月齢にはどんなかわかりやすくしていくべきかについて、リーダー施設長が主導して雲母保育園としてのガイドラインを策定しています。各園で園内研修や会議などで共有して、各園の園児の状況に合わせて、保育に活かせるようにしています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園のホームページの、よくある質問の中で園見学の申し込み方法として電話受付について記載しています。見学日時は利用者の希望に応じて調整し、施設長が対応しています。見学では、施設内を案内しながら、保育理念や保育方針、園の特徴について詳しく説明しています。さらに、見学時には育児相談に加え、栄養士による栄養相談も実施可能です。利用者からの質問にも応じ、それぞれのニーズに合わせた説明を心がけています。加えて、入園案内を園のホームページに掲載するほか、玄関に入園関連の書類を設置し、情報提供をおこなっています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園見学では、配布する入園案内にもとづいて理念や園のスローガン、重要事項や利用案内について丁寧に説明しています。入園案内では、写真やイラストを使用し、内容が分かりやすいように工夫しています。利用開始にあたっては、面談をおこない保育内容などについて細かく説明するとともに、重要事項説明書の内容や写真の掲載について同意書を交わしています。面談で得た保護者の意向や質問事項は、面談シートに記録し児童表と一緒に保管しています。職員はいつでも閲覧することが出来、必要な情報を把握出来るようにしています。</p>		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の意図を汲み、保育所保育指針に則って養護と教育を分けて定め、発達の過程も踏まえて施設長が作成しています。また、年度末に実施する職員アンケートを通じて意見を把握し、こどもの姿や職員からの意見を踏まえて施設長が振り返り、次期計画に反映させています。2023年度より法人全体で保育目標や方針を見直したことを受け、園の全体的な計画や食育計画も改訂しました。保護者が計画を確認できるよう、玄関に全体的な計画を掲示しています。ケース会議を昼礼の中でおこない、家庭への支援が統一しておこなえるように情報を共有し、月案や週案にも意見を反映しています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画をもとに、こどもの生活や発達を見通した年間指導計画を担当が作成しています。年間指導計画をもとにこどもたちの姿を捉えて、月案や週案を作成しています。保育者は、指導計画にもとづき状況に合わせて保育を展開させており、こどもの姿を見て振り返りを記録しています。乳児や特別な配慮が必要な子どもに対しては、こどもに寄り添う視点を持って個人計画を作成することで、一人ひとりに応じた援助が出来るようにしています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室内は、こどもの第二の生活の場であることを念頭に、安全チェックリストを使用して安全点検をおこない、安全を第一に整備しています。保育者は玩具の写真を一覧表にまとめ、こどもが好きな玩具を自分で選べるようにしています。また、製作活動にも積極的に取り組み、材料や廃材を準備することで自由な表現を促しています。乳児クラスでは、こどもの発達や様子にもとづいて保育者が環境を整え、遊びを組み立てることで、こどもの自主性や自発性を尊重する環境作りに努めています。幼児クラスでは、日常的に異年齢交流を実施しており、週に1回は3歳児、4歳児、5歳児合同で散歩に出かけています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>気温や天候に配慮し、安全に戸外活動をおこなっています。近隣の公園への散歩を通じて、自然物と触れ合う機会を設けています。また、散歩など戸外に出た際には、地域の人に積極的に挨拶をおこない、関係性の構築に努めています。5歳児は、公共交通機関を利用したお泊り保育を通じて社会体験が得られるよう工夫しています。さらに、市の運動場などを活用する浦安市の取り組み「おいでよ運動公園」や、泥あそびが楽しめる「浦安市こどもの広場」を市の送迎バスで利用しています。園内では栽培活動もおこなっており、2024年度にはこどもたちと相談して決め、稲やヘチマ、ナス、オクラ、人参などを一緒に栽培しています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>発達の過程で生じるこども同士のトラブルについて、保育者は必ず双方のこどもの話に耳を傾け、一方的な対応にならないよう意識しています。感情的になっている場合などには、必要に応じてこどもの気持ちを丁寧に代弁し、仲立ちすることで相手の気持ちを知り、自発的にこどもたち同士で解決できるよう援助しています。保育者は、こども同士のトラブルであっても必ず保護者への配慮をおこない、家庭での支援につなげられるよう声を掛けています。日常的な異年齢交流では、ごっこ遊びで使用する物を年長児が製作し、それに興味を持った年少児に作り方を教えるなど、こどもたちは協働して遊びを展開させています。また、年長児の当番活動では乳児クラスのシーツを外す手伝いをおこない、生活を通してこどもが役割を果たし、自信につながるよう取り組んでいます。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮が必要な子どもについては、浦安市の書式を使用して担任が個別の指導計画を作成し、一人ひとりに応じた配慮や対応をおこなっています。計画の振り返り時には、こどもの姿や保育者の配慮を記録することで理解を深めています。保育者は、無理のない範囲で集団活動に参加できるよう、必要な手助けや関わりを通じて援助しています。こどもの様子に応じて、市の発達支援センターや民間の療育園などの専門機関とも連携し、巡回や訪問時に助言を受け、保育に活かしています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>夕方の時間帯は、乳幼児別で合同保育をおこない、一人ひとりの好きな遊びや異年齢児同士が関わる場となっています。乳幼児が合同で過ごす機会はあまり多くありませんが、合同する際には1歳児室を仕切りで分けて利用し、安全に配慮した保育をおこなっています。職員全員で全てのこどもを見ることを大切にしており、こどもの日中の様子は昼礼や申し送りノートを活用して情報を共有し、夕方まで細やかに見えています。また、保護者へは、5分間対応を通じて丁寧に説明しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>降園時には、5分間対応をおこない、保育士や栄養士がその日のこどもの様子を保護者に丁寧に伝えていきます。日々のコミュニケーションを通じて、保護者との信頼関係を築いています。5分間対応で話きれない内容やプライバシーに関わる話については、面談室を利用するなどの配慮をおこなっています。個人面談は年2回実施し、こどもの育ちや園での生活について伝えるとともに、保護者からの相談にも柔軟に対応しています。就学に向けては、保育所保育児童要録を担任が作成し、就学先の小学校へ送付しています。また、クラスだよりなどで保護者へ就学に関する情報提供をおこなっています。保育者は、市内で実施される保護者支援研修に積極的に参加し、知見を深めるとともに、その内容を職員間で共有しています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>嘱託医による健康診断は、0歳児は毎月、1歳以上は年2回おこなっています。歯科健診も年2回実施しており、各健診結果は健康手帳に記録し、保護者へ知らせています。午睡時には、午睡チェックマニュアルにもとづき、職員がこどもの様子を見守り、年齢に応じた時間で呼吸や顔色、体勢を確認し記録しています。乳幼児突然死症候群については、入園前の個人面談で園での取り組みを説明し、家庭でもあおむけ寝の協力をお願いするなど保護者へ情報提供をおこない、注意喚起しています。本部では健康管理に関する研修動画を作成し、園内研修で職員が視聴しています。また、看護師による巡回指導もおこない、健康増進に努めています。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育者は、保護者からの情報をもとに日中も健康観察をおこない、体調不良などがあつた場合は施設長や主任に報告したうえで、保護者への連絡や受診をするなど適切に対応しています。感染症が複数発生した場合や重大事故が発生した場合は、自治体の定めにもとづき保健所や市役所に報告し、指示に従って対応しています。また、感染症の発生状況については玄関掲示などを通じて保護者へ情報提供と注意喚起をおこなっています。保育者は、法人が作成した救急救命や保健に関する啓蒙動画を視聴し、知識と技能の向上に努めています。適切な管理のもと、全職員が対応出来るよう取り組んでいます。そのほか、市が実施する救命講習にも毎年参加し、緊急時に備えています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽めるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>担任は、こどもたちの様子に合わせて食育計画を作成し、給食や栽培、クッキングなど多面的なアプローチをおこなっています。栽培では、こどもたちと一緒に栽培する作物を選び、水やりや収穫もともにおこなうことで、栽培の一連の流れを体験的に学び、食への興味を深められるよう取り組んでいます。アレルギー対応については、保護者との面談を施設長と栄養士が実施し、家庭での喫食状況や医師からの指示を確認しています。年1回の面談に加え、毎月献立を渡す際に現状の確認や受診を勧めるなど、こまめに声をかけ、情報を共有できるよう努めています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>衛生管理チェックシートを使用し、園内の清掃点検を毎日おこない、衛生管理に取り組んでいます。保育者は、保育室内の整理整頓を意識し、保育環境を適切に保つことで、こどもたちが快適に過ごせるよう環境を整えています。また、各クラスの様子や季節に応じて、担任が手洗いや咳エチケット、マスクの扱い方などの保健指導をおこない、こども自身が衛生面に配慮できるよう取り組んでいます。さらに、市から派遣される講師による保健指導の実施や、保健指導のテーマに沿った絵本を図書館で職員が選定し活用することで、保健指導を充実させています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>2024年度より安全計画を作成しています。事故発生時の対応は、事故発生マニュアルにもとづき、本部と連携しながら適切におこなっています。事故が発生した場合は、保育施設向けICTシステム上で事故簿を作成し、再発防止に向けた知見を職員間で共有しています。また、事故発生原因の分析やヒヤリハットの記入をおこなうことで、事故防止にも取り組んでいます。本部では、戸外活動時のマニュアルを見直し、監視員の設置や点呼の方法などを新たに定め、組織的に安全対策をおこなっています。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>避難訓練や消火訓練を毎月実施しています。年2回の不審者訓練、年1回の水害訓練も実施しており、安全計画とともに年間の避難訓練計画にもとづいてさまざまな訓練をおこない、緊急時に備えています。繰り返し訓練をおこなうことで、こどもに避難行動が身につくよう取り組んでいます。また、年1回保護者の協力のもと引取訓練を実施し、災害用伝言ダイヤルを使用するなど家庭との連携を図っています。消防署と連携しておこなう通報訓練では、消防署職員が園を訪れ、避難訓練の指導や水消火器を使用した消火訓練を実施しています。さらに、こどもたちとの交流として、こども用の消防士制服の着用などをおこなっています。施設長は、立地条件による災害リスクをハザードマップで確認し、危険事項を職員に随時共有しています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園見学の際には育児相談のほか、要望があった時には栄養士による栄養面談もおこなうなどさまざまな地域ニーズを把握しています。育児相談は、相談室を使用してどのような保育園を探しているのかや育児で困っているのかなど、落ち着いた環境で相談に応じています。5歳児は、近隣保育園との交流会や小学校探検、近隣小学校の5年生との交流などをおこなっています。そのほか、消防署職員との交流など地域の人との交流する機会を設けています。</p>		